

交	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

運 免 第 1 4 6 号
令 和 4 年 5 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

運 転 免 許 課 長

若年運転者講習事務処理要領の制定について

若年運転者講習の運用については、「若年運転者講習の運用について」（令和4年4月28日付け運免第104号。以下「運用通達」という。）により通達されたところであるが、別添「若年運転者講習事務処理要領」を定め、令和4年5月13日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当 運転免許課
高齢運転者等支援係

令和4年5月

若年運転者講習事務処理要領

青森県警察本部交通部 運転免許課

目 次

第1	総則	1
1	目的	1
2	若年運転者講習を実施するために必要な事務	1
3	指定講習機関の申請及び報告等の経由先	1
第2	指定講習機関の指定等	1
1	指定講習機関の指定の申請	1
2	指定講習機関の指定等の手続	1
(1)	指定の公示	1
(2)	公示事項等の変更届出及び公示	1
(3)	適合命令	2
(4)	講習業務規程の認可申請等	2
(5)	講習の休廃止の許可申請	2
(6)	指定講習機関の指定の取消し	2
第3	運転適性指導員の選任及び解任等	2
1	運転適性指導員の選任	2
2	運転適性指導員の解任等	3
(1)	解任等の届出	3
(2)	解任命令による解任及び退職者の届出等	3
第4	講習実施日の指定及び講習の通知	3
1	講習実施日の指定	3
2	講習の通知等	3
(1)	通知の方法	3
(2)	添付書面	3
(3)	送付の方法	3
第5	講習実施上の留意事項	4
1	受講申請書等の受理	4
(1)	受講者の確認	4
(2)	受講期間の確認	4
(3)	受講申請書等の受理	4
(4)	講習手数料等の徴収等	4
2	若年運転者講習終了証明書の交付	4
3	実施結果の報告	4
第6	事務処理上の留意事項	4
1	事業報告等	4
2	備付簿冊	5

若年運転者講習事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行等による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条の3に規定する基準該当若年運転者に対して義務づけられた若年運転者講習の事務処理を適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 若年運転者講習を実施するために必要な事務

若年運転者講習を実施するために必要な事務は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が行うものとする。

3 指定講習機関の申請及び報告等の経由先

指定講習機関としての指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所（以下「一般社団法人等」という。）が青森県公安委員会に対して行う申請及び指定後の報告等は、運転免許課長を経由して行うものとする。

第2 指定講習機関の指定等

1 指定講習機関の指定の申請

法第108条の4第1項は、公安委員会は、法第108条の2第1項第14号に定める若年運転者講習を指定講習機関に行わせることができる旨を規定している。

指定講習機関としての指定を受けようとする一般社団法人等は、「指定講習機関指定申請書」（青森県道路交通規則（平成10年青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）別記様式第38号）に、指定講習機関に関する規則（平成2年5月国家公安委員会規則第1号。以下「講習規則」という。）第2条第2項に定める書類を添付し、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請するものとする。

公安委員会は、一般社団法人等から指定の申請があった場合には、法第108条の4第1項第3号並びに講習規則第5条及び第8条の2の各要件について当該指定自動車教習所等に直接赴いて確認するとともに、法第108条の4第3項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない一般社団法人等であることの確認を行った後、厳格な審査により指定の可否を判断するものとする。

2 指定講習機関の指定等の手続

(1) 指定の公示

公安委員会は、指定講習機関として指定したときは、講習規則第3条の規定により、当該指定講習機関に係る講習規則第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事項及び指定を行った年月日を公示するものとする。

(2) 公示事項等の変更届出及び公示

指定講習機関は、講習規則第4条第1項及び第3項の規定により、公示事項等を

変更しようとするときは、「公示事項等変更届」（県規則別記様式第39号）に変更に係る書類を添付し、公安委員会に届出するものとする。

公安委員会は、講習規則第4条第1項に規定する届出を受けたときは、同規則第4条第2項の規定により、当該変更に係る事項を公示するものとする。

(3) 適合命令

公安委員会は、指定講習機関が法第108条の4第1項第3号に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、法第108条の8第1項及び第2項の規定により、必要な措置を執るべきことを命ずるものとする。

(4) 講習業務規程の認可申請等

ア 認可申請

指定講習機関は、講習規則第9条第1項の規定により、若年運転者講習の開始前に、若年運転者講習の業務に関する規程（以下「講習業務規程」という。）を定め、「講習業務規程認可申請書」（県規則別記様式第40号）に当該講習業務規程を添えて公安委員会に提出し、認可を受けるものとする。

イ 講習業務規程の変更の認可申請

指定講習機関は、講習規則第9条第2項の規定により、講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、「講習業務規程変更認可申請書」（県規則別記様式第41号）を公安委員会に提出し、認可を受けるものとする。

(5) 講習の休廃止の許可申請

指定講習機関は、講習規則第14条第1項の規定により、若年運転者講習を休止又は廃止するときは、「講習の休廃止の許可申請書」（県規則別記様式第42号）を公安委員会に提出し許可を受けるものとする。

公安委員会は、休廃止の許可をしたときは、講習規則第14条第2項の規定により公示するものとする。

(6) 指定講習機関の指定の取消し

ア 青森県行政手続条例の適用関係

公安委員会は、法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定講習機関としての指定の取消しをしようとするときは、青森県行政手続条例（平成7年7月青森県条例第17号）第13条第1項の規定により、意見陳述のための手続をとるものとする。

イ 指定の取消しの公示

公安委員会は、指定講習機関の指定を取り消したときは、講習規則第15条の規定により、その旨を公示するものとする。

第3 運転適性指導員の選任及び解任等

1 運転適性指導員の選任

指定講習機関が運転適性指導員を選任したときは、「公示事項等変更届」（県規則別記様式第39号）に「若年運転講習組織系統表」（別記様式第1号）を添付し、公安委員会に提出するものとする。

2 運転適性指導員の解任等

(1) 解任等の届出

指定講習機関は、運転適性指導員が運転免許の行政処分を受け、又は運転適性指導員として適当でないと認められる事由が生じたことにより当該指導員を解任し、若しくは必要と認める期間、講習に従事することを禁止したときは、公安委員会に届け出るものとする。

(2) 解任命令による解任及び退職者の届出等

指定講習機関は、公安委員会からの運転適性指導員の解任命令により運転適性指導員を解任したとき、又は任意退職等により解任したときは、公安委員会に届け出るものとする。

第4 講習実施日の指定及び講習の通知

1 講習実施日の指定

受講申込は、公安委員会が指定した講習実施日及び場所の中から、講習対象者が任意に選択し、希望する受講場所へ電話等により申し込む方式とする。

指定講習機関は、四半期毎の定休日等について、「指定講習機関定休日等報告書」（別記様式第2号）により公安委員会に報告し、公安委員会は、これに基づき、講習の実施日を一覧表にした「若年運転者講習実施指定表」（以下「実施指定表」という。）を作成し、指定講習機関に配布することにより、講習実施日を指定するものとする。

2 講習の通知等

(1) 通知の方法

公安委員会は、法108条の3の3の規定に基づき、若年運転者講習対象者に対し、「若年運転者講習通知書」（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）の施行による改正後の道路交通法施行規則別記様式第22の11の2の2。以下「通知書」という。）により通知を行うものとする。

(2) 添付書面

通知書には、実施指定表及び講習の所要時間や携行品（通知書、運転免許証、筆記用具、講習手数料、通知手数料等）、受講上の注意事項等を記載した書面を添付するものとする。

(3) 送付の方法

通知書の送付は、封書で、かつ、配達証明郵便により行い、通知書の到達日等を郵便物等配達証明書で確認し管理するものとする。

第5 講習実施上の留意事項

1 受講申請書等の受理

(1) 受講者の確認

指定講習機関は、受講者が本人であるか、通知書及び運転免許証等により確認し、いわゆる身代り受講等の不正防止に配慮すること。

(2) 受講期間の確認

指定講習機関は、講習受講の受付の際に講習受講期間内（通知書が到達した翌日から起算して1月以内）にある者であるかを確認し、通知書に記載されている日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがあるものについては、直ちに公安委員会に報告し、受講資格を確認したうえで受講させること。

(3) 受講申請書等の受理

講習会場において、「若年運転者講習受講申請書」（県規則別記様式第36号の2。以下「申請書」という。）及び「若年運転者講習通知手数料納付書」（別記様式第3号。以下「納付書」という。）を受理するものとするが、受理に当たっては、申請書及び納付書の記載内容の確認と、納付書に貼付されている青森県収入証紙の手数料額に誤りがないか確認すること。

(4) 講習手数料等の徴収等

ア 公安委員会が実施する場合

申請書及び納付書に、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月青森県条例第101号。以下「手数料条例」という。）に定める額を青森県収入証紙により徴収するものとする。

イ 指定講習機関が実施する場合

講習手数料については、手数料条例に定める額を現金で徴収するとともに、通知手数料については、納付書に手数料条例に定める額を青森県収入証紙により徴収するものとする。

2 若年運転者講習終了証明書の交付

公安委員会及び指定講習機関は、講習を終了した者に対し、「若年運転者講習終了証明書」（県規則別記様式第36号の3）を交付すること。

3 実施結果の報告

指定講習機関は、若年運転者講習を実施した場合は、「若年運転者講習結果報告書」（運用通達別記様式第3）に「納付書」を添付の上、速やかに公安委員会に報告するものとする。

第6 事務処理上の留意事項

1 事業報告等

指定講習機関は、講習規則第13条の規定により、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に報告するものとする。

2 備付簿冊

指定講習機関は、次の簿冊を備え付けるものとする。

番号	備付簿冊	保存年限	備考
1	若年運転者講習組織系統表	1年	異動の都度加除訂正
2	指定講習機関定休日等報告書（控）	1年	
3	若年運転者講習実施指定表	1年	
4	若年運転者講習結果報告書（控）	1年	

別記様式第1号

若年運転者講習組織系統表

(年 月 日現在)

指定講習機関名

連番	職名及び担当区分	氏 名	生 年 月 日	備考
	設置者（代表者）			
	管 理 者			
	講習業務部長			
	手数料出納責任者			
	講習終了証明書発行責任者			
	特定講習指導員			
	特定講習補助員			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

青森県公安委員会 殿

名 称

管理者

指定講習機関定休日等報告書

指定講習機関名	定休日等	月	月	月
	定休日			
	その他 (除外日)			

- 備考1 定休日欄には、各指定講習機関における月毎の休日を記載すること。
- 2 その他の欄は、特にやむを得ない事情により、指定を除外する日を記載すること。
除外する日がある場合は、その理由を明確に記載し、公安委員会において調整し指示する場合もある。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号

若年運転者講習通知手数料納付書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の3の3に掲げる若年運転者講習通知手数料を納付します。

講習月日	月 日	講習場所	
県 収 入 証 紙 ち よ う 付 欄	手数料	円	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。